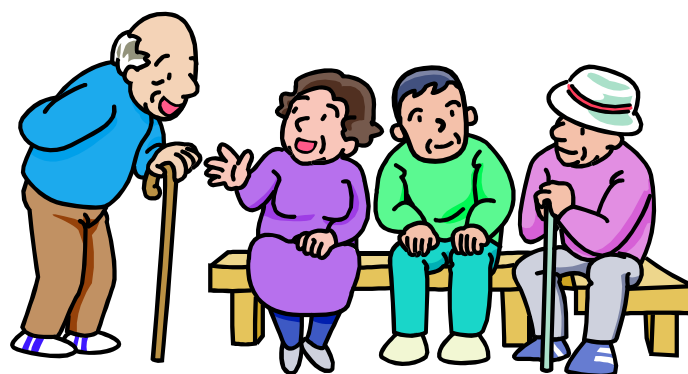


高 松 市
高 齡 者 虐 待 防 止 ・ 対 応 マ ニ ュ ア ル

令和6年3月 改訂版



高 松 市

マニュアルの作成に当たって

1 目的

平成18年4月に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待防止対策が地方公共団体の責務として定められました。

本市においても、同年「高松市高齢者虐待防止・対応マニュアル」（平成22年3月・平成31年3月に改訂）を作成し、その対応に取り組んでいます。

この度、国の各自治体に向けた高齢者虐待防止マニュアルである「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」が改訂されたことを受け、本市においてもマニュアルを改訂いたしました。

高齢者虐待防止の取組は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するものです。

このマニュアルは、高齢者の尊厳を守るため、高齢者に関わる関係者や地域住民の皆様が共通理解を深め、高齢者の安全確保と養護者に対する適切な支援に向けて、より適切な虐待防止の推進に御活用いただくことを目的としています。

2 マニュアルを利用する対象者

このマニュアルは、高齢者虐待に対応する支援者を対象に作成しています。

目 次

第1章 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待とは	
(1) 高齢者虐待防止法	1
(2) 高齢者虐待防止法による定義	1
(3) 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲	2
(4) 関係機関とその責務	5
(5) 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点	7
(6) 高齢者虐待対応における留意事項	8

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

1 養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見	
(1) 未然防止	10
(2) 早期発見	11
2 養護者による高齢者虐待の対応	
(1) 高齢者虐待対応ネットワークと具体的な対応方法	12
3 高齢者の居住実態と住所が異なる場合の対応	13

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは	30
2 養介護施設設置者等の義務	
(1) 養介護施設従事者等への研修	30
(2) 苦情処理体制の整備	30
(3) その他の高齢者虐待防止等のための措置	30
3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	33
4 市町村から都道府県への報告	37

参考資料

参考資料1

○養護者等編：高齢者虐待相談受付票	38
○虐待予防・発見チェックシート（第2版）	40
○高齢者虐待リスクアセスメントシート（第2版）	41
○高齢者虐待事案に係る援助依頼書	42
参考資料2 高齢者虐待に関する相談窓口	43
参考資料3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	48